

佐賀県規則第16号

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第4条 研修部に<u>農家研修課及び技術研修課</u>を置く。 （分掌事務）</p> <p>第5条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 養成部 略 研修部 <u>農家研修課</u> 農業経営及び農業の指導に係る研修に関すること。</p> <p><u>技術研修課</u> 新規就農及び農業機械に係る研修に関すること。 （職制）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 部に部長を、研修部の各課に課長を置く。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 校長、副校長、部長及び研修部の各課長は、教授をもって充てる。 （職務）</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>第4条 研修部に<u>農業研修課</u>を置く。 （分掌事務）</p> <p>第5条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 養成部 略 研修部</p> <p><u>(1) 農業経営及び農業の指導に係る研修に関すること。</u> <u>(2) 新規就農及び農業機械に係る研修に関すること。</u></p> <p>（職制）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 部に部長を、研修部の課に課長を置く。 <u>3 研修部の課に係長を置く。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 校長、副校長、部長及び研修部の課長は、教授をもって充てる。 （職務）</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>5・6</u> 略</p> <p><u>7</u> 前条第3項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、大学校の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (専攻コース)</p> <p>第11条 条例第6条第2項の規定により、農産園芸課程に次の専攻コースを置く。</p> <p>果樹複合コース 野菜複合コース 花き複合コース</p>	<p><u>6・7</u> 略</p> <p><u>8</u> 前条第4項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、大学校の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (専攻コース)</p> <p>第11条 条例第6条第2項の規定により、農産園芸課程に次の専攻コースを置く。</p> <p>水田農業・露地野菜コース 施設野菜コース 果樹コース 花きコース</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県農業大学校管理規則第11条の規定は、平成31年4月1日以後に佐賀県農業大学校の養成部に入学する学生から適用し、同日前に同部に入学した学生については、なお従前の例による。